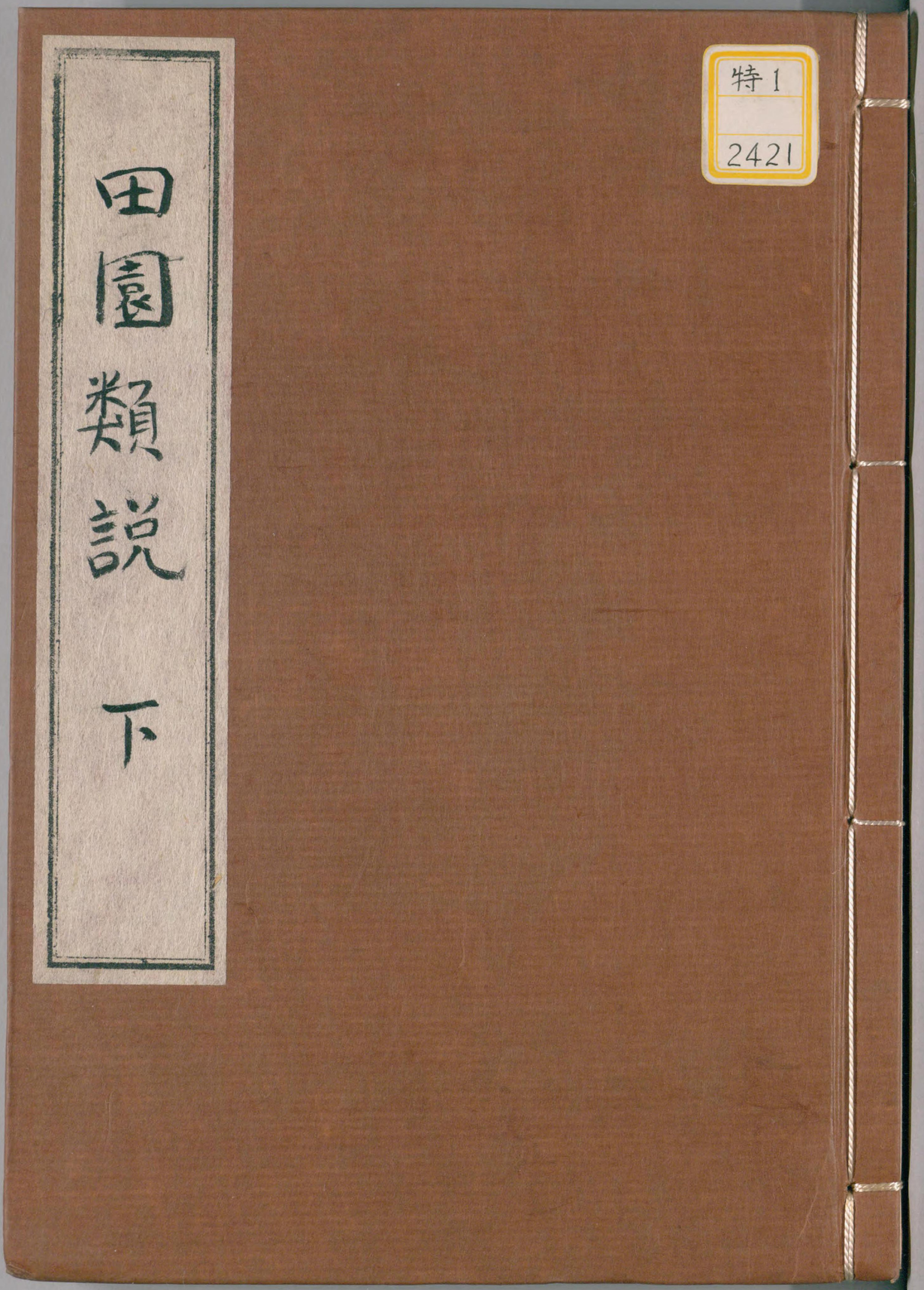

特1
2421

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

特 1
2421

田園類説

下

共三巻

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

火口

○浮線物成の事

一浮線物成之年季の外小物成

吉井氏藏書

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

特1-2421

一双堂書目上方
為永春水作人
おたま
の称りて
のち
多度
中巻
場末
永代
永春水
代官
の記
の

一地方鉢の如くにて後を細く手を
先ばかりふくらし一寸五分
ほどに作る是を用ひ
くるまきあるひは丈夫
なる枝木にて作るなり
かりそめにはきにくきやう
なれども後々のまにまに後を
抜き作りて竹の代りに
用ひて苗を植ても
よろしきものなり

○菊の事

一菊ばかり人の
好む花は

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

永荒となりて地主の方へ元通り
御下渡被成候義定法ニ候共
荒人ハ地主方へ小作の作法
法ハ有之ニ付度々大法ニ而
方ニて裁許又ハ訴人へ荒ニ
ニ候ハ当時ニ而ハ荒ニ
訴文ニ仕置ニ又ハ荒人ニ
拙ハ永荒ハ本文ニ而ニ

入て年貢ニ而ハ地主ニ
作ニて年季ニ作ニ
今永荒ニ而ハ地主ニ
又請ニて年季ニ
ハ永荒ニ而ハ地主ニ
多分ニ作ニ等ニ
御下渡ニ而ハ一ト年

〇墾田地ニ年

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

一百姓共の家持ちを以て永年中
永代売仕切候節は質地請戻
の定式半ケ年を過ぎ候ては
見合せ候と申す事を専ら申候
又質地の儀と申し候ては
故障一切
○永代売の事
一右之質地證文は年季を限

又反告ハ本訴ノ確定ヲ待テ之ヲ提起スルヲ
許サヽルヲ以テ本訴ノ確定ヲ待タスシテ
訴提ヲ取消シタル場合ニ於テモ又前同事ノ
ニ付キ訴ヲ提起スルヲ得ス

○二年賀ノ事

一是ハ何年ナリトモ定メ置カスシテ
ヨキ時ニ入金スルヲ云ヒ
ニ付テハ

○借金ノ事

一是ハ借金ニ於テモ貸ス人金ヲ
望ミカラ催促スル又ハ
又年ヲ以テ今ヲ借ル
ノ時ハ外体ノ上ニ今ヲ
○有会ノ入ノ事

一是ハ年ヲ限リ今ヲ
契ヲ定メ入金スル
ヨリ年ヲ経テ
○真契ノ事

一 老人ハ多ク田地ヲ子ノ外ニ
ノ所望人ゴトニ
時ハ年忘休ノ
○ 年季奉公ノ事
一 老人家方ニテ年季奉公ノ田地
ハ年地面ニテ人ヲ
男女田地ノ作徳ヲ人ノ利ノ
日年季ノ内ニ

一 老人ハ地頭ヨリ百姓ノ
ノ文言ヲ書候事
味ヲ以テ町方ノ家屋敷
間ヲ年ヲ以テ一
作法ナリ

○ 寄附ノ事
一 老人地頭ヨリ寺院田畑屋敷

八ヶ年之事故り

○質入ル事

一是ハ書入別紙ニ有之候ニ付略ス

○妻入の事

一是ハ名ハ書入ニ而別紙ニ有之候ニ付略ス

右之外地面之儀大概無異変ニ而

入置年季之内ハ元利済不申候ハヽ
しかる上ハ裁許ニ及ハス又ハ元金
幾ニ而も請戻し申筈ニ有之候ニ付
幾ニ而も請戻し申筈ニ有之候ニ付

○名を以売人ル事

一右之名前ニ而売人ル時ハ代金何程
何年季ニ而売渡候と申証文ニ
而ハ無之候ニ付

○名を以売人ル事

一右之名前ニ而売人ル時ハ代金何程
何年季ニ而売渡候と申証文ニ
而ハ無之候ニ付

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

一地名ニ云ヒ家ヲ云ヒ或ハ
屋ト書キ或ハ家ト書キ又ハ
屋ト家トヲ別ケ書ク屋ト云ヒ
家ト云ヒ其ノ別ハ古意ニ
ヨリテ云ヒ分ケタルニ
ヤト云フ今ハ一ニ家ヲモ
屋ノ字ヲモ混ジ用ヒ
紛ハシ又年ヲ久シク
経テ

又ハ長屋トモ書ク従
ヒ物ノ多キ時ハ
多ク年ヲ経ル
ヲ久従ヒテ
ト云ヒ
ヲ云フ
書キ
古今ノ

○夫食積貯の事　孫　延壽

一夫食積貯を年例のことくあつめおくへきハ凶年饑
歳にそなへて仕ハせらるゝの事ハ勿論古今変なき常に
則とる所にハ年貢取役の事なり民を撫し豊凶
を積む事を荒政の急務とて議せし人多からん

一農業全書云凡饑饉の作にハ知るへき人ハ夜の中
にてもやすみてハ叶ふへしまた士ハ貝神にハ麻ありとも見せハま
なりし民の食を倹約せしむへし其蔓菁(かぶら)

なを多く植させて置へし少しにても四季ぬれハ菜を食時
分の助に成へし

一荒政要覧云凡五穀の外に五穀に代るへき草
根木葉其外救荒(つがる)等作救荒の良物なり

山芋　菜薯　交枯草　今夜花　榆錢
蕎麦苗　芝豆苗　豇豆苗　白豆　榆樹実
青つる　芋根　葛蒲　老鴉蒜　櫟実
山葡萄　地冬　車輪菜　蕎麦

蓼青　芙蕖　蒲菊　芙蓉　萱草
山茶根　菊花　木槿樹　扶桑
楊梅樹　梔樹　皂莢樹　梔樹
右一本ニ合セテ雷丸ヲ佐ケ死ヲ救フトイフヲ
知ラレハ男女ヲ問ハス一生救多ノ人ヲ
得ラレヨ本ハ救荒本草トテ書ノ名
ハ一先ツ実ヲ丹方ニ考ヘ人ノ名モ
ヨキヲ以テ物ヲ活ス一ツノ文ヲ
為ニシテ味噌ヲ以テ煮合セ
それハ奥列ノ国ヘ
又此年ノ荒年ハ
ヨリ多ク好ク
貸シノ年ヲ
ヲ及ホスヲ
ハ一日ニ

八或ハ業柄ニテ妻同伴の時ハ通例の事ニ
テ其の時ハ勿論ニ候ヘ共
○程遠の事ハ初年凌ぎ又ハ別ニ今ニ
至ル迄之例なれハ此ニ加ヘ二ヶ年過の時ハ
○延壽ニ付年賣米の内
ヲ以テ又ニ年ヲ貸ス事ハ先年
通ニ而ハ無之候ヘ共過納ヲ永年ニ
妻ハお止メ
○國境加境川洲前飛地秣場の事
一山境外境 秣場の時ハ入會ニ
ス ル 事 好 民 多 ク 場 ヲ 荒 ス 故 ニ
年ニ故ニ境の事ヲ定
ル 事 多 ク 年 ヲ 經 テ 訴 訟 百 姓 の 困
ニ 付 多 分 ニ 年 ヲ 起 ス 事 ニ 候
○地方境ニ而ハ加境の川ヲ
川の真中ヲ境ニ定ル事ニ候ヘ共
水の流ル、ニ從ヒ境ヲ定ル事ニ候

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

不ㇾ及ㇾ言ㇾ事ㇾ有ㇾ之ㇾ時ハ、
下ㇾ知ㇾ次ㇾ第ㇾ地ㇾ頭ㇾ村ㇾ役ㇾ人ㇾ本ㇾ年ㇾ貢ㇾ
地ㇾ方ㇾ等ㇾ之ㇾ儀ㇾ、
一ㇾ田地ㇾ之ㇾ上ㇾ下ㇾ水ㇾ有ㇾ之ㇾ候ㇾ節ㇾ、
用ㇾ水ㇾ之ㇾ儀ㇾ、
一ㇾ地方ㇾ等ㇾ之ㇾ儀ㇾ、

○畑上ゟ田地ニ事

一ㇾ畑地ㇾ之ㇾ上ㇾ下ㇾ水ㇾ有ㇾ之ㇾ候ㇾ節ㇾ、
用ㇾ水ㇾ之ㇾ儀ㇾ、
一ㇾ地方ㇾ等ㇾ之ㇾ儀ㇾ、

村ゟ田地ニ事

一ㇾ地ㇾ頭ㇾ村ㇾ役ㇾ人ㇾ等ㇾ、
一ㇾ年ㇾ貢ㇾ之ㇾ儀ㇾ、

○通電信ニ事

一ㇾ電信ㇾ之ㇾ儀ㇾ、
一ㇾ地方ㇾ等ㇾ之ㇾ儀ㇾ、

一未進高ハ年季明当未進高ニ
百姓ハ引ニ致候ハヽ跡ニ
作ニ致候ハヽ上田ハ上田ニ
作ニ致候ハヽ又ハ上地ニ
為ニ候ハヽ
一或ハ書入ニ質ニ年季明田地又ハ上地ニ
ニ作徳米ト云ハ
作徳ハ何年ニ
一年ニ何程ト
作徳米ハ何

よりのち三尺許深く

○捻尺は坪内の幅
一捻尺は坪内の長
を捻ずの法なり此法六尺幅
一地方巻尺は坪内幅の尺寸
のごとくまた巻尺の下に
そえ一寸を捻、坪内幅
て細帳に用ゆ此地、必
ず動あるべからず

坪内の幅一捻尺に五捻あり坪内
を定むるには幅を以て
長さを乗ずる法なり

一地方二十方に二十方置
方寸は坪を指の長方
となす二十方寸々二十方
なり二十方寸々二十方
第七巻寸は坪を

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

因義ニ及ハ如申とこハ根元を極之次第を極る杯
全拵の事ニして古検見一通りの法を行ふ時ハ坪刈
ハ最前と成て升一の役を参るへし扨検見ニ大検見小
検見壱検見おげ検見と云ふ事あり大検見ハ代官
の検見を云ふなり小検見ハ大検見の外ニ手代ども
検見ニ行ふなり是ハ最前停止ニ成り古ハ保田大年々
又小検見ハ七ヒしてハ此陳而ハ甚へしとの後頭ニ
あり尤此儀の儀ハ善悪て如何ニ遣ふかへして御年

其以の実判行く小検見を出されニ成りて多分
小検見ハ大検見と同しく隣回るなり扨て法
今ハ厳ニ此としまてハ諸役の節あり
諸儒の論ニも検見之事ハ事々のて従来を好むあり
千先出諸役の要をいとふにて有り甚ニ依りて一向
の在所ニ大検見小検見と云ハ検ハ常とし別段ニ小検
見ハなく大検見小検見一同ニ出るに村々ニて左
右断る故又場所を分けて出るに見分るニして

一村毎ニて大検見も検見の坪刈合毛又ハ損毛の多
少を寄合せ高論御料の村検見を一同ニ理筆三ヶ
迄ニ見立ハ憚て此通りニせしなり然共ハ数出
し右ハ昨の始ニよりて除し又村ニよりて手廻しの
能きもはかり坪検見とてハ村ニ入被多く耕地空等
取用和名所柄なと一通り見分の上ニて坪ニて別刈合
もなく候て外し村ニもて別刈の通り後ニ至準
合とふ其ハ遠検見ニハあらざるかけ検見とふハ

御料私領村方の名主百姓共迄以て当年ハ去年ニ比
村毎検見ヘしハふを吟味して検をふえ手当米
御永料ふ其取扱込ミ極るとかけ先とふを
今大方かけ検見と村しかへし其検見共ハ検
見而有立毛の見取ニ至年の豊凶の考風也早
の實不実ニ不撰立毛処豊凶合須知検見の秘
業合考ニへし

○古今租税の事

二租税とハひと商とハひと成商とハひと等
京の事ニて夏税とハ秋税と云秋夏税とハ田畑の事
ニて云ハ云ハ一郡納物等如何年毎ニ改ハれとも毛末
ハ三分一郡納物ハ夏税のミ秋冬ハ無之ハ如とよ刈ニ
と云ふ云ハ元租税の事ニて今の民間ニ云ふ法ハの
法華ニ知ぬべ
一制度通ハ年貢の制ニ有租ハ有庸ハ有
小市調ハ租庸調ニ法ハ唐の法ニ擬へ制ハ

八年毎の事ニ庸とハ夫役の事ニ調とハ絹
絁の事ニて赤役ハ布ニ当ハ何ニても唐ニ
ハ絹ニて役ニ当ハ
租ハ稲二束ニ把四把ハ租ハ稲二十束
為租又ハ地稲ハ千束稲春て得米六斗也
ハ口ハ一斗ハ六合ハ半也ハ此稲ハ
一段の地ニ米ハ百束ニ束二把ハ半
ハ六合ハ半之ハ米ハ少ハ稲

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

ニ而去ル三年 松平出羽守 秋田一統拝領
叶私共拝承地ニ而 数多ノ
御百姓 成立
下トシテ其間ニ千年ハ過
以来ハ 御百姓
其内ニ 御吏僚不残ニ
庫ニ而二人 来ル一月ニ部屋
六人一緒ニシテ西洋迄
海ニ二人 最初私国ニ
トシテ 御一日ニ
訳柄 先達 出府ノ
趣別 而夜船ニ
十月ニ過ギ又
仕下ト云ヒ 人
老幼ニ 為産ト
十日ニ 前ハ私共ニ
海ニ二人 最初私国ニ
トシテ 御一日ニ
訳柄 先達 出府ノ
趣別 而夜船ニ
十月ニ過ギ又
仕下ト云ヒ 人
老幼ニ 為産ト

年ニ二月廿日ニ庵ニ帰ル三人路ニ而ハ
と迄ハ十五日ニて程ハ久ニ
年ニ而ハ法ニ而ハ
文武天皇慶雲三年十月庚寅詔ニ
年甚ニ而ハ今正丁歳役庸布二丈
歳役ニ人
叶ニ文ニ人ニ庸布ニ而
者ニ日役ニ人今ニ

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

一公田ハ古ヘ文武帝ノ時ニ下賜ノ名田ニシテ百年ヲ以テ一奉ト為ス天子ノ恩ヲ重ンスルノ意ニ拠ル其ノ計ル所多シ一年ノ奉米ヲ分ケ

一租ハ古ヘノ穀ヲ斗ト為ス斗ハ今ノ為ス升ノ十倍ナリ（輸ノ字ハ運送ノ義ニ依ル中ニ出雲ノ神田ノ字ハ公廨ノ為ニ拠ル）

一出雲ノ穀ヲ斗ト為ス斗ハ今ノ為ス升ノ十倍ナリ（輸ノ字ハ運送ノ義ニ依ル中ニ出雲ノ神田ノ字ハ公廨ノ為ニ拠ル）

為ニ臧ル神郡ノ好ノ字ハ将ノ字ニ拠ル郡ノ下ニ其ノ租ヲ取ルノ義ニ依ル出雲ノ字ハ其ノ住ノ字ニ拠ル

脊力好ノ場ノ字未タ按ヘス万ノ国ノ字ハ国造ノ字ニ拠ル

ノ条得度ノ時ニ当リ毎年ノ貢ノ外ニ国司ノ公廨ノ没官ノ

一地子ハ百姓ノ墾ル所ノ田ニ随テ公ニ出ス其ノ数ハ段ニ一束ノ春ノ時取ル所ノ稲ヲ為ル所ノ今ノ正税ノ如シ又ハ式ノ

下年去一校其地子反数
一或書曰一町ト云ハ等共ノ
云フ大政大臣の職田四町
七百余年ノ例 大納言ハ
町也百年ノ例 大弐ハ六町
百余年 大監大納言ハ
法門百年 中納言ハ
第四位 少工等四町
令史ハ七町也 史生ハ六
町也 大國ハ
守ハ四町 中ハ三
重ハ守ハ上ニ準ス 上ハ
ハ七町也及三年ノ中ニ
事ノ一ニ不ハ少十町也 正一位
千八百余年ノ例 上正ノ位ハ
年四百年ノ例 従ノ位ハ
之位ハ四十町千石ノ例 従ノ位ハ

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

并合也　正八位ハ十二町二百歩也　従八位ハ八町二百歩
也　但し此等の職ハ令ニ見へ多くハ式ニ　文書等ニ
職田并等ニ此等の職田あらなし是れハ何等の為ニて職田
ハある事也　此所ハ押して知合封とよふもの少なく大臣ハ
食封正一位なれハ多なれハ支位ともに旦意を極めた
れとも此等ニ三千戸社会封相加へても二万俵ニハ余
すまし　新ハ大位の位田を加へて此等二百余十五也　然
るに之以　大臣の家ハ知り益ハ位田ハ出銭にまて難法したた

りとふ大もあるへし　要して比難の式ハ本を旧来
に従ふの田たるへしと載る之事のの事を法令の
制度なる例なへし
一　又云大公田ニ耕ス民を良民とし土所ニ武士所ト正
税を壱町の田ニ一石一斗出しして外ハ徭役を勤む　私
田を耕すものハ奴婢なり　耕スの田の米ハ調ってまた人の
物ハ私有のもれハ口分田とよふ物を持て是よりハ税を
納むる也なり　良民の口分田ハ凡限定なり　此等ハ公子也

米税壱斗壱升出るなり奴婢の口分田ハ良民三分一之
租年壱石六斗なり今の百姓を奴婢のたぐひなり

一又食封戸の一戸ハ稲四十束を出す米ニして弐石
なり大宝令ハ五十戸廿五戸なり左大臣ハ封
千戸四千石なり大納言ハ八百戸五百石なり一品ハ
八百戸也二品ハ六百戸千二百石也三品ハ四百戸の百
石也正一位ハ三百戸六百石従一位ハ弐百六十戸五
百廿石なり正二位ハ弐百戸四百石なり従二位ハ百七十戸
三百四十石なり正三位ハ百三十戸弐百六十石なり従
三位ハ百戸弐百石なり此外民戸に支給有
て位田あり
抑制度通り上取り往古年貢の事ハ年代を経
事なれバ今の世ハ物ごと凡今に改りして今に相違き
事ども其古き好む人の為に記すなり

一我朝の古の田租今ハ六つ成で貢りまじきは弐ニ我
ならぬの一〻の稲の米收大抵今の三倍なりと何

一鈴鹿山中古人長寿者多き地
教左右拾遺云々因幡國
秘抄云て載日用の
物ホホ木ホホ引の上古の住保元度庫裡
ホホ守護庭園ホホ造等まで詳ホホ
ホホ書ホホ今の西江公六代の
引ホホ作ホホ引ホホ

の秘抄云々ホホ一物ホホ
ホホ大抵ホホ
海東諸国記ホホ対馬ホホ
海東諸国記ホホ対馬ホホ
濟南小三百年西契一月ホホ
ホホ民志性猫ホホ
ホホ郷ホホ
ホホ

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

右於之境ニ毎年
一又二分一物ニ而高ニ
八毎年拵ニ而
一ヶ年ニ而
の外又ニ分ニ
又ニ而
八云云の
ハ又ニ分ニ
一将軍家綱
ニ而
其高ニ
可有之候
物ニ而
一反ニ
の境ニ

あり然れども武士其外諸人の事ゆゑ
一年義務書面今の割合にて百姓六分
六ツ四分ゆゑ今日年貢十一の内
大身十万石より武士へ渡す人数割にて
と成ハ一石に付弐斗ゆゑ
弐斗ゆゑ 六万石ゆゑ十二万石
姓共へ 上田中分 人生へ
て高四万石ゆゑ
八千石百姓共へ 土地
千石ゆゑ 地
百姓共へ
十の内 地
今地十二万石 十八万
割合 起
今も同 村
今も同 村

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

一坪方算法苗集四方ニ及ぶ大ともに毛揃平均ニ非
是毛付なし借受勝失ともに平均なとて大略
何作も分口是一歩にして平均屋是を是なりと
根を毛と云下正法なりと
根を屋を根を動かしよみ二果あり先根が屋を取
余て云事の動かぬ当り合毛下定支は一口平
均屋よの歩なりと
故に毛揃とは一村の名物を揃結しさしする

急とハ何町何反何畝何歩何合毛
と書て此物成何十石と積立て平均屋と云
ハ趣の物成并米出して民等に毛なの附ハ之を
示して其職ニして是を業と割て屋付を付る也
根を毛付ともいふハ一ツ多きそ何ゞも三事なり根ニ
ハ上田中田等級ヲ反別ハ何斗と積書立てゝ毛付ともハ
又根とも又合毛ともして根ニハ糶ゞも民弁
の合毛御料米を糶して之を出来は其年の事也

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

特 1
2421

田園類説巻之下

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421
ガラス使用

特1
2421

国立国会図書館　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用

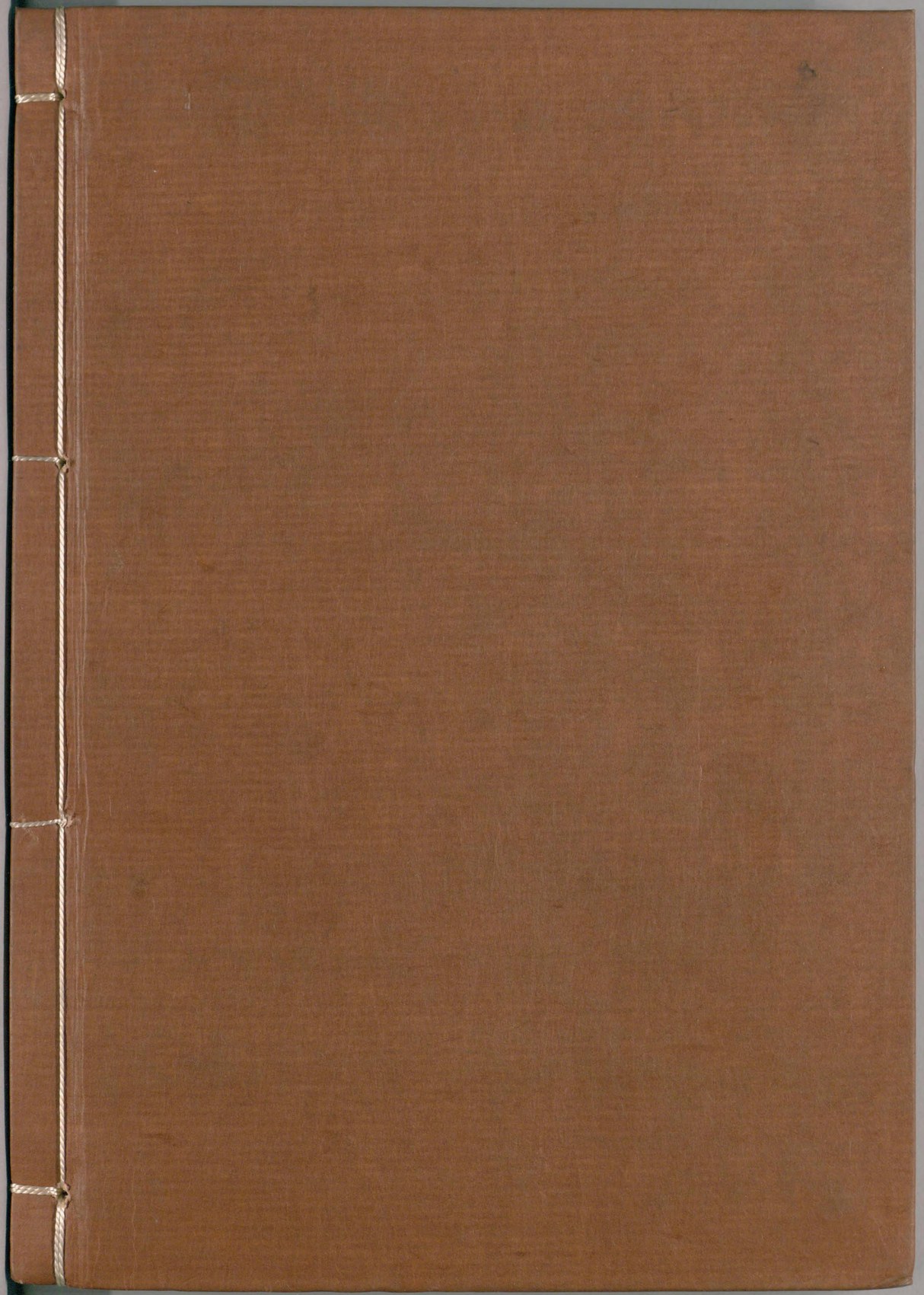

国立国会図書館　　タイトル『田園類説 3巻』 請求記号 特1-2421

ガラス使用